

令和2年度支部事業(案)について

平成31年度からの予算の見直しについて

【背景】

- 協会においては、支部毎の加入者数や総報酬に応じた予算が本部より支部に措置されており、支部はその予算枠の中で事業を実施している。これまでの支部の予算は、以下の3つに大別できる。

- ① 事務室の賃料や審査医師への謝金等、支部の基本的な業務に必要な予算 （基礎的業務予算）
- ② 地域の実情等を踏まえた取組（医療費適正化対策、広報や意見発信、一部の保健事業等）を推進するために必要な予算 （特別計上関係予算）
- ③ 保健事業における重点的な取組等に対し、措置してきた予算 （保健事業予算）

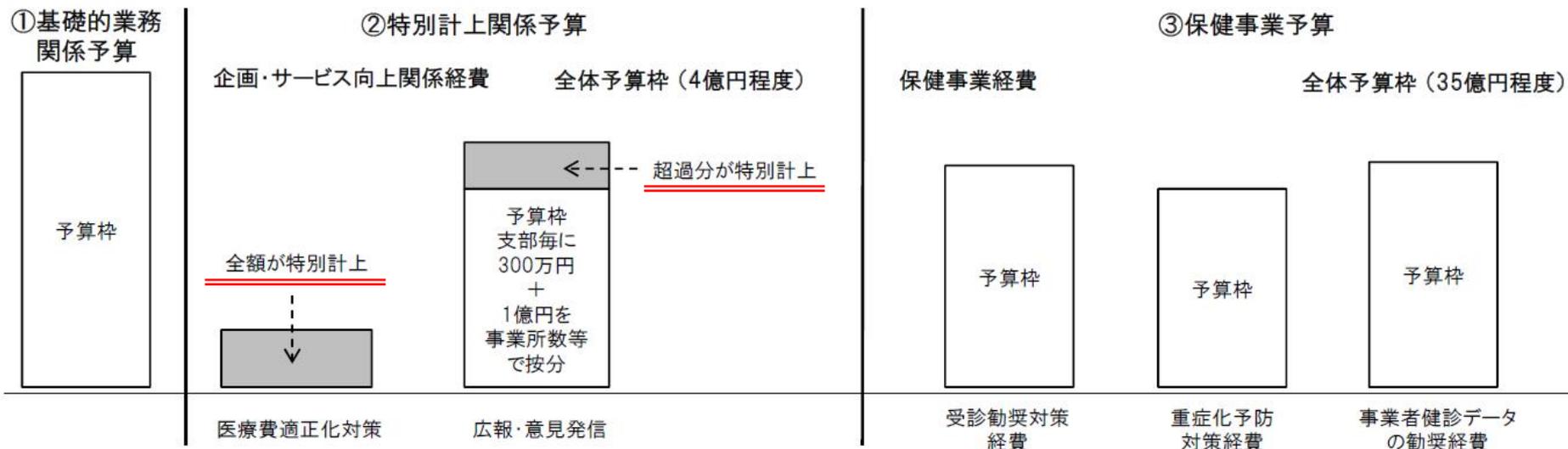
- このうち、特別計上関係予算は予算枠を超えて予算を計上することが可能であり、超えた額は支部保険料率にそのまま反映される。
- この仕組みは協会発足時に策定されたものであるが、**医療費適正化等の保険者機能の推進に積極的な支部ほど支部保険料率が上昇するリスクを伴う**側面を持っており、取組に消極的にならざるを得ない状況となっている。
- このような点を踏まえ、平成31年度より**特別計上関係予算を廃止**し、新たな予算体系に変更することとされた。

【新たな予算体系】

- 平成31年度より特別計上関係予算が廃止され、**①基礎的業務予算、②医療費適正化等予算、③保健事業予算**の予算体系へと変更する。
- このうち、②及び③を「**保険者機能強化予算**」として位置付けるとともに、医療費適正化対策や保健事業を一層推進させ、保険者機能の更なる発揮を進めていくことから、協会全体の予算枠を増額する見込み。

平成31年度からの予算体系の見直しイメージ

これまでの予算体系

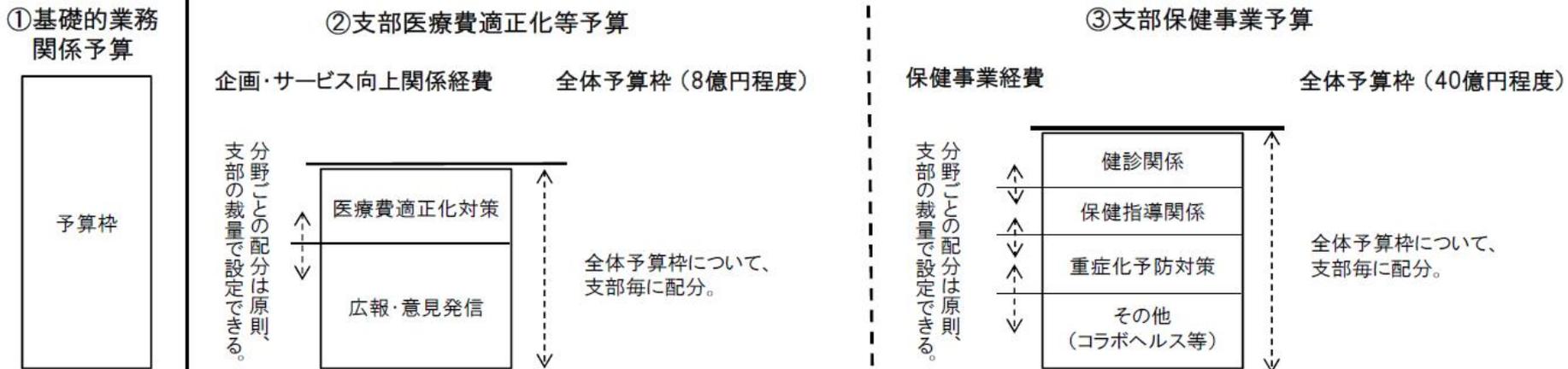


見直し

※ 上記予算分野は一例であり、実際はこれ以外の分野もあります。

これからの予算体系

支部保険者機能強化予算



- 1. パイロット事業**
事業所まるごと健康づくりツールの提供
- 2. 調査研究事業**
特定健診長期未受診者の受診に繋がる要因分析